

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(案)
に対する意見募集の結果

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	<p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」なのだから、「第三項の規定による通知があつた日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。」</p> <p>この「あつた」を「あった」にしてほしいです。 デジタル社会ってそういう事じゃないんですか？ いつかは変えないといけないと思いますし、今それを変えてもいいわけで、すぐに変えてほしいです。</p>	<p>従来の法令文においては、拗音又は促音を他の音と区別せず大書きにすることが慣例であり、「現代的仮名遣い」の原則に従うこととされた昭和63年12月召集の第114回通常国会に提出された法律又は昭和64年1月の最初の閣議に提案された政令以前に制定された法律又は政令については、その改正にあたっては、もとの法律又は政令の表記に従って大書きにすることとされております。</p> <p>頂戴した御意見につきましては、今後の法令改正にあたっての参考とさせていただきます。</p>	なし
2	<p>住民基本台帳の必要性がない中での改正法案の議論は意味がない。</p>	<p>本件改正は、住民基本台帳法の委任を受けて、個人番号カードの交付を受けている者等が転出届をした場合において、当該転出届を受けた市町村長が当該転出届で届け出られた転入予定地市町村長に通知する事項の保存期間について、必要な住民基本台帳法施行令の改正を行うものです。</p>	なし
3	<p>以下、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表、について意見を言う。</p> <p>> 住民基本台帳法施行令 > 第二十四条の四</p> <p>物理的な書面の保存について30日とするのは特段に反対ではないが、電子的には基本として永年保存が行われるのが適切と考える。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>転出地市町村長から転入予定地市町村長に通知する事項(以下「転出証明書情報」という。)は、個人番号カードの交付を受けている者等による最初の転入届等が転入予定地市町村長になされなかった場合には、当該転入予定地市町村長の住民ではない者の個人情報となるため、個人情報保護の観点から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の住民基本台帳法において、本件改正で政令において定める一定の期間を経過した後は転出証明書情報を消去しなければならないこととしておりますので、その旨御理解いただきますようお願いいたします。</p>	なし